

令和3年6月

令和3年度
学生 各位

国際文化研究科長

日本学生支援機構 緊急特別無利子貸与型奨学金について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりアルバイト収入が大幅に減少した学生を対象として、日本学生支援機構緊急特別無利子貸与型奨学金の募集を行います。貸与を希望する者は、教務係に申し出てください。申込み案内冊子を受領後、下記に留意し、所定の手続きを行ってください。

記

奨学金概要

- 1 推薦区分：第二種奨学生（ただし利子分は国が補填）
- 2 推薦対象：以下の要件すべてを満たすこと。
 - ①第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）満たしていること。
 - ②全学年（ただし推薦時において第二種奨学金の貸与を受けていないこと。）
 - ③家庭から多額の仕送り（年間150万円以上（ただし授業料は含めない。))を受けていないこと。
 - ④生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと。
 - ⑤学生本人のアルバイト収入が新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減少したこと。
- 3 貸与期間：「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、アルバイト収入が大幅に減少した月以降で希望する月～令和4年3月（令和3年度限りの貸与）
- 4 提出期限：随時（ただし最終期限は令和3年11月30日（火）正午とする。）
- 5 提出先：国際文化研究科教務係

提出書類

- 1 2021年度スカラネット入力下書き用紙の写し
- 2 2021年度第二種奨学金確認書兼個人情報取扱いに関する同意書
※ 本人控とともに提出すること。
- 3 学生本人及びその配偶者の2020年度（2019年1月～12月分）の所得証明書類（源泉徴収票や確定申告書(控)等)
※9月以降に申し込む場合は2021年度（2020年1月～12月分）の所得証明書類
※収入計算書に貼付して提出してください。
- 4 収入計算書(父母等からの給付額がある場合は、給付者の自署・押印が必要です。)

5 アルバイト収入減等の証明書

アルバイト収入減等（上記 奨学金概要 2 推薦対象の③～⑤）を証明できるもの。自己申告書（様式任意）も可とする。

記入上の注意

- 1 身分は令和3年4月1日現在で記入してください。
- 2 収入を証明する書類は、本人・配偶者（定職収入がある場合のみ）について、必ず提出してください。アルバイト収入のみの場合で、明細等収入状況が明確に分かる書類が手元がない場合は、アルバイト先に収入についての証明書の作成を依頼してください。

【注意事項】

- * **提出期限を過ぎての書類の受理は一切行いません。**
- * 「人的保証」を選択した場合、申し込み時に選任した**連帯保証人とは別に、返還時に保証人**を選任する必要があります。なお、65歳以上の者を保証人として選任することはできません。
- * 「機関保証」を選択した場合、月々保証料がかかります。